

## 複数事業者識別コード付与ルールの見直しについて

標記については、第49回事業者間料金精算フォーラム(平成15年3月24日)付議に伴う、コメント招請の結果を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたいと考えております。

### 事業者識別コード付与ルールの見直し(案)

#### 付与方式について

コメント招請の結果、弊社提案の対応案1「**1事業者に複数の事業者コードを割当てる**」について全事業者様からご賛同をいただいております。一部に本案での対応について、「暫定とすべき」とのご意見もいただいておりますが、既存電話網へのインパクトを極力回避した方式として、ご賛同をいただいた本案について、正式に事業者間料金精算方式上のルールとして確立したいと考えております。

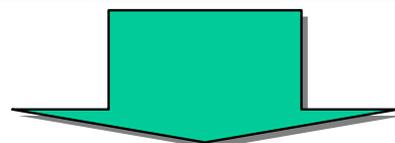
#### 付与条件について

今回想定しているIP電話サービス(カテゴリA)に限らず、今後発生しうるサービスへの柔軟な対応を可能とする必要があることから、「**事業者間での正しい料金精算を目的とした複数の事業者識別コードを利用する必要がある場合**」に付与することとし、必要がある場合の判断にあたっては、「**現在の事業者間料金精算方式で規定されている情報では正しい精算が行えない**」ことを基本としたいと考えております。

## (別紙1) 複数事業者識別コードの付与方法の比較について

### 付与方法の方式比較

	事業者タイプの予備(1桁目) + 連番方式	事業者タイプの予備(1桁目) + 従来コード方式
付与の妥当性チェック	可能(意見集約) フォーラムメンバへ通知し、現状の付与ルールに合致していることをメンバ全員が確認(運用イメージ参照)	左記同
重複付与のチェック	可能(番号管理) 上記と同時に確認	左記同
同一事業者の複数コード取得	可能	不可
コード数の有効利用	可能	困難 1桁に“5以外”を付与した場合には、番号の枯渇が想定される。

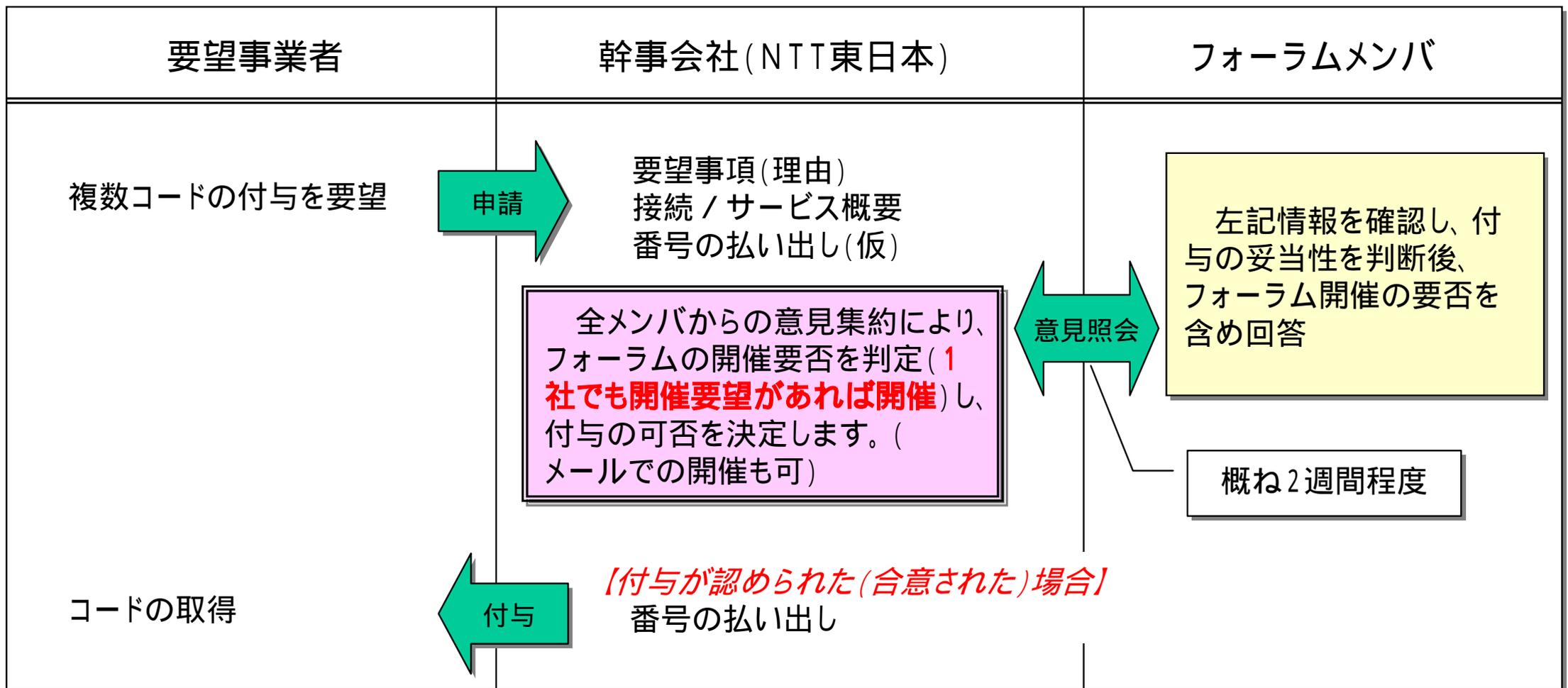


1桁目に現状の事業者タイプの予備の最若番である“5”を割当て、2～4桁目を通し番号として、“5xxx”を「**連番方式**」にて付与することとしたいと考えます。

## (別紙2) 複数事業者識別コードの付与手続きについて

### 運用イメージ

複数事業者識別コードは、全フォーラムメンバーの合意に基づき付与されることが必要であり、以下の運用を提案致します。



## 第3節 方式詳細(転送情報)

### 第1項 事業者識別情報

#### 【規定情報】

#### (2) 事業者識別コード

4桁のディジットにより事業者名をユニークに示す(第2章第1節第1項事業者識別コード参照)

1事業者が、複数の事業者識別コードを持つことはない。1事業者が、国内通信及び国際通信を提供するなど複数の事業形態を兼ねる場合でも、呼種によらず1つの事業者識別コードを持つこととする。

**但し、事業者間での正しい料金精算を目的とした複数の事業者識別コードを利用する必要がある場合には、この限りではない。**

#### 事業者識別コード付与方法

4桁のコードを用いる。各桁の意味は以下の通り。

- ・1桁(千の位)で事業者タイプ**あるいは網**を識別する。
- ・2～4桁(一の位～百の位)で事業者名を識別する。

1桁...0,1: 移動体系事業者

2 : 第1種事業者(移動体系事業者を除く)

3 : 第2種事業者

4 : CATV事業者

**5 : 複数コード付与用**

6～8 : 予備

9 : 拡張用

2～4桁 : 第1種事業者(移動体系事業者を除く)は、郵政大臣の許可番号

第2種事業者は、テレコムサービス協会で番号管理する

CATV事業者は、(株)ジュピターテレコムで番号管理する

**(注)1桁が5の場合は、幹事会社で番号管理する**

#### コード拡張管理

新たな事業者タイプあるいは桁数拡張が必要となる場合には、検討会を招集し、具体的番号あるいは桁数拡張方法を決定する。

< 事業者間料金精算方式 第2版より一部抜粋 >